

## 告示第51号

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月23日

ときがわ町長 渡 邊 一 美

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染を防止する対策を講じる町内の中小企業及び個人事業主に対し、その対策に要する経費の一部を支援するため、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社で、ときがわ町内に主たる事務所又は事業所を有するもの

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第4項の規定に該当し、ときがわ町内に主たる事務所又は事業所を有するもの

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、ときがわ町内に主たる事務所又は事業所を有するもの

- (2) 個人事業主 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する個人で、ときがわ町に住所を有する者（事業収入以外の収入がある者については、事業収入の割合が、事業収入以外を含めた収入全体の50パーセント以上を占める者）をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、中小企業又は個人事業主であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 申請時に確定申告を行っているもの。ただし、開業後1年を経過していないため確定申告を行っていないものについては、所轄税務署に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の開業届を提出しているものとする。
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者
- (4) 今後も事業を継続する意思がある者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者の店舗等において新型コロナウイルス感染症の感染を防止する対策のために必要と認められる経費であって、別表に掲げるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年7月30日までに売買等の契約をしたもの、又は支出された経費とする。

（交付金額）

第6条 補助金の額は、5万円を上限とする。ただし、申請金額が5万円以下の場合は、申請金額を補助金額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添付して令和3年8月31日までに町長に申請しなければならない。

2 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(誓約及び同意)

第8条 補助金の交付を受けようとする対象者は、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金誓約書及び同意書(様式第2号)により、申請に必要な範囲で誓約及び同意するものとする。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により当該申請をした対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	対象となる費用又は物品
事務所や店舗の内装、設備等の工事に要する経費	(1) 個室化への改修工事 (2) 間取り変更に必要な費用 (3) ビニールカーテン、パーテーション

	<p>ション、仕切り板等の設置費用</p> <p>(4) レイアウト転換に伴う改修費用</p> <p>(5) 換気扇、換気ダクト等の換気設備の設置又は改修費用</p> <p>(6) 窓の新設又は改修費用</p> <p>(7) 網戸設置費用</p> <p>(8) 自動ドア設置費用</p> <p>(9) センサー付自動水栓蛇口設置費用</p> <p>(10) ソーシャルディスタンス確保サイン設置費用</p> <p>(11) 人感センサー付証明器具設置費用</p> <p>(12) その他事務所等の内装、設備等の工事に要する経費として町長が認めるもの</p>
<p>物品購入に要する経費</p>	<p>(1) 非接触型検温器</p> <p>(2) サーマルカメラ</p> <p>(3) サーマグラフィカメラ</p> <p>(4) ノータッチ式ディスプレイ</p> <p>(5) マスク</p> <p>(6) 除菌アルコール</p> <p>(7) 使い捨て手袋</p> <p>(8) フェイスシールド</p> <p>(9) 消毒に使用する容器ノズル等</p> <p>(10) 空気清浄機又は加湿器</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 換気機能付エアコン</li> <li>(12) ハンドソープ又は石けん</li> <li>(13) 次亜塩素酸ナトリウム液</li> <li>(14) 扇風機やサーキュレーター</li> <li>(15) その他物品購入に要する経費として町長が認めるもの</li> </ul>
<p>テイクアウト（飲食物の持ち帰りによる販売方法をいう。）、デリバリー（飲食物の宅配による販売方法をいう。）開始に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容器</li> <li>(2) 箸</li> <li>(3) クーラーボックス</li> <li>(4) テイクアウト用メニュー作成費</li> <li>(5) ポスター印刷代</li> <li>(6) チラシ印刷代</li> <li>(7) のぼり</li> <li>(8) 宅配業務委託料</li> <li>(9) デリバリーを開始するための車両</li> <li>(10) その他テイクアウト、デリバリーの開始に要する費用として町長が認めるもの</li> </ul>
<p>システムの導入に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テレワークシステム導入費用</li> <li>(2) オンライン会議システム導入費用</li> <li>(3) ECサイト（通信販売が可能なインターネット上のサイト）構築費用</li> <li>(4) キャッシュレス決済導入費用</li> </ul>

	<p>(5) セルフオーダーシステム導入に係る専用端末導入費用</p> <p>(6) 自動券売機導入費用</p> <p>(7) セルフレジ導入費用</p> <p>(8) テレワーク若しくはオンライン会議に参加するためのパソコン本体、タブレット本体又はそれらに係る周辺機器の購入費用</p> <p>(9) その他システムの導入に要する費用として町長が認めるもの</p>
--	---

様式第1号（第7条関係）

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

ときがわ町長 宛

（申請者）

所在地\_\_\_\_\_

名 称\_\_\_\_\_

代表者

職・氏名\_\_\_\_\_ 印

電話番号\_\_\_\_\_

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請及び請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

振込先	銀行・信用金庫・農協						
	支店・出張所 (金融機関コード 支店コード )						
種 目	1 普通預金		2 当座預金				
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

3 企業（個人事業主）概要

業 種 (該当する業種に○を付けること。)	1 製造業・建設業・運輸業・その他の業種（下記2から4までを除く。）
	2 卸売業
	3 サービス業
	4 小売業
現在の従業員数（パート・アルバイトを除く。）	人

4 補助対象経費金額（右欄に金額を記入すること。）

1 事務所や店舗の内装、設備等の工事に要する経費	円
2 物品購入に要する経費	円
3 テイクアウト（飲食物の持ち帰りによる販売方法をいう。）、デリバリー（飲食物の宅配による販売方法をいう。）開始に要する経費	円
4 システムの導入に要する経費	円
補助対象経費合計金額（A）	円

5 補助金計算式（右欄に該当する箇所に○を付けること。）

補助対象経費金額	補助金の交付額	
(A) > 50,000 円	50,000 円	
(A) ≤ 50,000 円	補助対象経費合計金額（A）と同額	

様式第2号（第8条関係）

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金誓約書及び同意書

年 月 日

ときがわ町長 宛

（申請者）

所在地\_\_\_\_\_

名 称\_\_\_\_\_

代表者

職・氏名\_\_\_\_\_ 印

電話番号\_\_\_\_\_

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次の事項を誓約及び同意します。

（誓約）

- ・ 申請時点で町税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- ・ 今後も事業を継続する意思があること。

（同意）

- ・ ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金の交付の決定に必要な範囲で、町が当社（個人事業主の場合は個人）の課税台帳等の確認をすることにより町税に関する税務情報の提供を受けること。

様式第3号（第9条関係）

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

ときがわ町長

年 月 日付で申請のありましたときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金について、下記のとおり決定しましたので、ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交付の可否 可 ・ 否

2 交付決定額 金 円